

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

黒部市は、製造業を中心とした第2次産業が盛んであり、世界に展開する企業をはじめ、数多くの「ものづくり」企業を有している街である。人口は約40,000人であるが、今後、高齢化の進展により減少傾向で推移すると見込んでいる。

現在、市内の中小企業数についても減少傾向にあり、さらに人手不足、後継者不足等の課題にも直面している。この現状を放置すると、長い年月を経て形成された本市の産業基盤が失われかねない状況である。

このような状況のなか、本市では新たな企業の誘致を推し進めるべく企業団地を整備しており、また既存企業に対し、立地企業助成補助金等を講じている。引き続き市内中小企業の生産性の抜本的向上により、人手不足、後継者不足等の課題に対応した事業基盤を構築するべく、活力のある企業にしていこうとする中小企業の取り組みを支援していくことは喫緊の課題である。

#### (2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内で最も設備投資が活発な自治体の1つとなり、県東部地域の中核都市として更なる経済の発展を目指していく。

これを実現するための目標として、計画期間中に10件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

#### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

### 2 先端設備等の種類

黒部市の産業は、製造業、農林水産業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が本市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

### 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

#### (1) 対象地域

黒部市の産業は、沿岸部から山間部まで広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、本市内全域とする。

#### (2) 対象業種・事業

黒部市の産業は、製造業、農林水産業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が本市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

### 4 計画期間

#### (1) 導入促進基本計画の計画期間

黒部市が策定する導入促進基本計画の計画期間は、令和5年6月6日～令和7年6月5日とする。

#### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

中小企業者が策定する先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間又は5年間とする。

### 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ①人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ②公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ③市税の滞納（不申告を含む。）が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、適正な税務行政に配慮する。